

意 見 書

(上下水道料金改定について)

湯梨浜町上下水道料金検討委員会は、適正な料金を設定するために必要な事項について、委員それぞれの立場から検討しました。

本検討委員会において、本町の上下水道料金に係る水道事業、公共下水道事業等の現状や老朽化施設をはじめとする管路更新の必要性、また、将来予測における水需要の推移などにより水道料金、下水道使用料等を取り巻く諸課題等について様々な視点から慎重に検討を行った結果、別紙のとおり取りまとめました。

今後の上下水道事業においては、老朽施設更新整備、経営基盤強化に向け適正な事業運営に取り組むことが喫緊の課題であることから、本意見の趣旨を尊重され、十分に検討を行った上で実施されるよう、湯梨浜町上下水道料金検討委員会設置要綱第2条の規定により、別記の要望事項を附して意見具申します。

湯梨浜町長 宮脇 正道 様

令和2年3月12日

湯梨浜町上下水道料金検討委員会

委員長 水野 彰

はじめに

これまでの本町における上下水道料金の変遷は、平成 16 年 10 月の町村合併時に水道料金等が統一され、下水道使用料等は旧町村の料金体系であったが、平成 21 年 4 月に下水道使用料等を統一するにあたり上下水道料金改定がおこなわれた。これは、下水道使用料等の地域間格差の解消を図るため、下水道使用料を増額改定し水道料金を減額改定したもので、利用者の負担を抑えるために調整した単価改定であった。その後の改定は、消費税率改正のみの改定であり、料金単価そのものを改定することは約 11 年来のこととなる。

上下水道事業は、生活に欠かすことのできないライフラインであり、将来にわたり持続可能で、安心・安全な水道水を安定的に供給されるとともに、下水道等への汚水処理にかかる機能設備なども重要なインフラ整備であると考える。

今日においては、創設当時の公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的とするだけでなく、町民の日常生活及び経済活動のライフラインとして必要不可欠なものとなる一方で、耐用年数を迎える上下水道施設の老朽化や上下水管路の更新事業、また下水道事業等の地方公営企業法適用化など、さまざまな問題や課題を抱えている状況にあると理解する。

そのような中、給水人口の減少や節水意識の向上、節水機器の普及などに伴い水需要の減少により給水収益が減少し、令和 9 年までに約 18.9% の給水収益が減少すると予測されており、このような状況下では、経費削減等の経営努力だけでは、抜本的解決は難しい状況にあるといえる。

水道事業は、公営企業として運営し、その経営は独立採算が原則となっており、その事業の経費は、水道利用者からの料金収入を基本とする受益者負担で賄うのが原則であると考える。今後の事業計画を実施するには、現在の建設改良積立金約 2 億 9 千万円のうち 1 年分の運営資金として 2 億円を維持し、残る 9 千万円を年次減額し対応しなければならず、料金改定を行わない場合には、約 3 年程度で資金不足となることが予測されている。

また、下水道事業等は、汚水処理に関する経費については、下水道使用料等で賄うべきであるところが、現状は使用料収入では賄えていない。不足する部分は、一般会計からの多額な繰入金によって補填されている。このような現状である下水道事業等においても、公営企業として使用料収入をもって経営を行う独立採算を基本として運営されるべきものでなければならないと考える。一般会計からの繰入金には、税金が含まれ使用者負担の観点からも、健全な運営を行うため繰入金部分を縮減する必要があるのではと考える。

今回検討した料金改定においては、将来の上下水道事業を安定的に維持し持続させていくためには、もはや避けては通れない課題である。今後の上下水道事業を着実に推進するためにも、引き続き利用者の視点に立ち、信頼される事業運営が展開されなければならない。

今回の料金改定基本方針に掲げられた、「未来につなげる湯梨浜の上下水道「安全で快適な上下水道サービスを、持続的・安定的に提供する」ことを基本理念として、水道の使命である安全で安心なおいしい水道水の安定供給に引き続き努められ、今後、老朽管路の増加や各施設の老朽化が進むことから、急がれる維持管理・更新事業等を実施するための財源確保や適正な事業運営を維持していくには、安定的に料金収入を確保し、適正な料金水準への改定は必要であるものと判断した。

以上により、別記のとおり意見及び要望を示す。

意見具申

(1) 料金改定率

上下水道事業の経営基盤強化に向け確実な事業運営を実施するため、別紙のとおり水道料金等（口径別基本料金）平均13.0%、超過料金26.9%の改定。

下水道使用料等（基本使用料）改定なし、超過使用料を18.6%に改定を行うことが妥当と考える。

[参考] H30年度 水道、下水道使用実績により算出

口径13mmの1ヶ月平均使用水量17m ³ （使用水量を量水器具数で除した水量）	で算定した場合
水道料金（消費税含）：現行1,742円	⇒ 改定2,101円 月額359円増（改定率20.6%）
下水道使用料（消費税含）：現行2,844円	⇒ 改定3,061円 月額217円増（改定率7.6%）
合計 上下水道料金（消費税含）：現行4,586円	⇒ 改定5,162円 月額576円増（改定率12.6%）

(2) 料金改定の実施時期

住民生活等へ大きな影響があることから、上下水道利用者への周知には十分な期間を設定し実施されたい。

要望事項

(1) 経済不況な社会情勢の中、厳しい経営環境にある企業や旅館業等においては料金改定により多大な影響も懸念されることから、大口需要者等への配慮を検討されたい。

(2) 少子高齢化社会において、水需要の減少が予測されるが、料金改定は住民生活に密接に影響することから、基本料金未満の利用者が全体の約30%を占めていることを鑑み、基本料金の単価設定などの配慮を検討されたい。

(3) 上下水道事業会計の経営状況を毎年利用者へ報告するとともに、上下水道料金の適正性を精査し、料金算定期間は5年を基本とし、料金改定等の必要性を検証・検討されたい。

(4) 上下水道事業を実施するにあたり、将来における維持管理費・施設更新費等において、すべてが料金改定に跳ね返りがないよう事業費等の経費節減を図るとともに、財源確保に努めるよう、関係機関等への所要な要望・要請などの取り組みを図られたい。

(別紙)

水道料金等および公共下水道等使用料等 対照表（総額表示）

◇水道料金等

(消費税込み)

基本料金(1ヶ月)		改定前		改定後			
口径	基本水量	基本料金	超過料金	基本料金	改定率	超過料金	改定率
13mm	8 m ³ まで	806 円	1 m ³ あたり 104 円	913 円	13.3%	1 m ³ あたり 132 円	26.9%
20mm	20 m ³ まで	2,200 円		2,486 円	13.0%		
25mm	30 m ³ まで	3,268 円		3,685 円	12.8%		
40mm	50 m ³ まで	5,446 円		6,149 円	12.9%		
50mm	75 m ³ まで	8,589 円		9,702 円	13.0%		
75mm	150 m ³ まで	16,760 円		18,931 円	13.0%		

◇公共下水道使用料等

(消費税込み)

基本使用料(1ヶ月)		改定前		改定後			
種別	排除汚水量	基本使用料	超過使用料	基本使用料	改定率	超過使用料	改定率
一般排水	10 m ³ まで	1,675 円	1 m ³ あたり 167 円	1,675 円	0.0%	1 m ³ あたり 198 円	18.6%
温泉排水	10 m ³ まで	1,675 円	1 m ³ あたり 167 円	1,675 円	0.0%	1 m ³ あたり 198 円	18.6%

湯梨浜町上下水道料金検討委員会委員

委 員 名	所 属	備 考
水野 彰	湯梨浜町高齢者クラブ連合会	委員長
千熊 洋子	湯梨浜町女性団体連絡協議会	副委員長
山桟 美鶴	湯梨浜町商工会	
川口 光彰	湯梨浜町商工会	
谷岡 貞幸	湯梨浜町農業委員会	
朝倉 仁実	保護者代表	
松田 武志	保護者代表	
千熊 一弘	保護者代表	

上下水道料金検討委員会の開催経過

開催日・場所	内 容
第1回 令和元年 11月 19日（火） 19:00～21:00 第1・2会議室	・委嘱状交付 ・「委員長」、「副委員長」選出 ・上下水道料金改定（案）について ・その他
第2回 令和2年 1月 23日（木） 19:00～20:45 第1・2会議室	・「委員長」、「副委員長」選出 ・上下水道料金改定（案）について ・その他
第3回 令和2年 2月 26日（水） 19:00～20:20 第1・2会議室	・上下水道料金改定（案）の決定について ・検討委員会意見書（案）について ・その他